

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定により、「伊万里市学校給食センター（仮称）整備事業」を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により、特定事業の選定における評価の結果を公表する。

平成16年12月27日

伊万里市長 塚 部 芳 和

伊万里市学校給食センター（仮称）整備事業

特 定 事 業 の 選 定

平成16年12月27日

伊 万 里 市

第1 事業概要

1 事業の目的

伊万里市（以下「市」という）では、昭和39年の東部地区学校給食センター及び北部地区学校給食センターを開設以降、順次中部地区及び西部地区の学校給食センターを開設し、現在まで、当該4センターから市内の全ての小・中学校（但し、滝野小・中学校は自校方式）に「安全でおいしい給食」を提供してきた。

しかしながら、既設の4ヶ所の学校給食センターは開設後30年以上経過したことによる老朽化が進行するなか、さらなる衛生管理の強化を推進するために市では新たな給食施設（以下「本施設」という）を整備することとなった。

本施設の整備の方法としては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という）に基づくものとし、本施設の設計、建設、維持管理及び一部の運営を一貫して民間事業者に委ねることにより、長期間にわたって安全でおいしい給食の提供や良好な施設の維持管理等、長期的な観点での給食の質の確保及び整備コストの縮減を「伊万里市学校給食センター（仮称）整備事業」（以下、「本事業」という。）の目的とする。

2 事業内容

（1）事業方式

PFI法に基づき、事業者が本施設を設計及び建設し、完工後は市が本施設を所有し、事業者が本施設の維持管理及び一部の運営を実施するBTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。

（2）事業期間

- ・設計及び建設期間 平成17年10月から平成18年8月31日
- ・維持管理及び運営期間 平成18年9月1日から平成33年8月31日
（15年間）

（3）業務範囲

- ア 本施設及び新設配膳室の設計及び建設に関する業務
 - （ア）事前調査業務
 - （イ）設計（基本設計及び実施設計）業務
 - （ウ）建設工事（既存施設等解体業務を含む。）
 - （エ）工事監理業務
 - （オ）調理設備設置業務
 - （カ）調理備品調達業務
 - （キ）什器備品調達業務

- イ 本施設及び新設配膳室の所有権移転に関する業務
 - (ア) 本施設の所有権移転業務
 - (イ) 新設配膳室の所有権移転業務

- ウ 本施設の維持管理に関する業務
 - (ア) 建物定期点検・保守業務
 - (イ) 建築設備定期点検・保守業務
 - (ウ) 調理設備定期点検・保守業務
 - (エ) 植栽及び外構定期点検・保守業務
 - (オ) 清掃業務
 - (カ) 警備業務
 - (キ) 修繕計画立案業務

- エ 本施設の運営に関する業務
 - (ア) 学校給食の配送及び回収業務* (配送車の調達及び維持管理業務を含む。)
 - (イ) 残渣等処理業務
 - (ウ) HACCPの導入及び運用に対する支援業務
 - *牛乳及びパン食の配送及び回収を除く。

第2 市が直接実施する場合とPFIで実施する場合の評価

1 評価方法

ア 本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた伊万里市の財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上が期待できることを選定の基準とした。具体的には、次の点について評価を行った。

- ・市の財政負担見込額による定量的評価
- ・PFI事業として実施することの定性的評価
- ・上記による総合評価

イ 市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収についての適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2 市の財政負担見込額による定量的評価

(1) 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではない。

市の財政負担額算定の前提条件表

	市が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担額の 主な内訳	本施設及び新設配膳室の設計及び建設に関する業務費 本施設の維持管理に関する業務費 本施設の運営に関する業務費 開設関連費 起債償還費 保険料	本施設及び新設配膳室の設計及び建設に関する業務費 本施設の維持管理に関する業務費 本施設の運営に関する業務費 開設関連費 アドバイザー費 モニタリング費 起債償還費 公租公課費 保険料
共通の条件	事業期間 15 年間 敷地面積 7,652.52 m ² 供給能力 7,000 食 / 日 インフレ率 0% 割引率 4%	
設計及び建設に関する費用	概略の施設計画に基づき、他自治体の学校給食センターの実績及び近年の物価水準等を勘案して設定	設計、建設、維持管理及び運営の一括発注による効率化が図られ、また性能発注によって選定事業者の創意工夫が行われることによるコスト縮減が実現するものとして設定
維持管理に関する費用	概略の施設計画に基づき、他自治体の学校給食センターの実績及び近年の物価水準等を勘案して設定	
運営に関する費用	概略の施設計画に基づき、他自治体の学校給食センターの実績及び近年の物価水準等を勘案して設定	
資金調達に関する事項	国庫補助金 一般財源 起債 * 近年の動向をふまえ金利設定	建設一時金（補助基準額） 資本金 銀行借入 * 近年の動向をふまえ金利設定

(2) 算定結果

前掲の前提条件に基づく財政負担額を比較すると以下のとおりとなる。ここでは市が直接実施する場合の財政負担額を 100 とし、指標により比較する。

なお、事業者へ移転するリスクは加味（定量化）していない。

この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、P F I方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が約16%削減されるものと見込まれる。

【図表 V F Mの算定結果】

項 目	財政負担額の変更
市が直接実施する場合	100
P F I事業として実施する場合	84

3 P F I方式により実施することの定性的評価

本事業をP F I方式により実施する場合、市の財政負担額削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

(1) 安全でおいしい給食の提供

施設整備や維持管理、配送業務をP F I事業者委ねることにより、調理職員が調理業務に専念できる環境を整備することが可能となる。市職員は調理業務に専念することにより、より安全で衛生的な学校給食の提供が可能となる。

(2) サービス水準の向上

本事業においては、事業者が有する設計、建設、維持管理、配送及び回収等の専門的な知識やノウハウを活用することにより、本施設の機能の向上や給食提供の確実性、安全性、効率性、環境問題への対応が可能となり、良質かつ効率的なサービスの提供が期待できる。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

(4) 財政の平準化

本事業に必要な費用を15年間にわたる維持管理及び運営期間を通じてサービスの対価を毎年一定額支払うことから、財政支出を平準化することが可能になる。

4 総合的評価

本事業は、P F I事業として実施することにより、事業全体を通じて事業者の資

金調達力や効率的及び効果的な事業ノウハウを活用することが可能になり、結果として定量的評価における財政負担の縮減を期待できるとともに定性的評価に提示した様々な効果が期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定する。

以 上